

廃止される四半期報告書、決算短信に一本化

◆金融庁が四半期報告書を廃止し、決算短信に一本化する方針を示す

日本企業は業績について3ヵ月ごとに証券取引所の規則に基づく決算短信と、法律で定められた有価証券報告書（四半期報告書）を作成している。この2つについて、金融庁は企業の情報開示について議論している金融審議会の作業部会（ディスクロージャーワーキング・グループ）で四半期報告書を廃止し、決算短信に一本化する方針を2022年4月に示した。金融庁は5月にも審査会の報告書案を取りまとめ、23年に金融商品取引法の改正法案を提出し、24年度以降の適用を目指そうとしている。

◆一本化には一理あるものの、開示する情報は十分な吟味が必要

日本企業が作成している四半期報告書と決算短信は書式が異なるものの、重複する内容が多い。作成時期も決算短信がやや早いもののほぼ同時期であり、一本化して負担軽減を図ろうとする金融庁の考え方には一理ある。

ただ、決算短信は四半期報告書より内容が簡素である。米国企業も日本の決算短信、有価証券報告書に類似した報告書を月ごとに作成して証券取引委員会（SEC）に提出している。米国企業が作成する報告書にも重複した項目も多いが、SECが3種類の報告書を要求するのは、それぞれに求めるものが異なるからだ。一本化する報告書で公開する情報は十分に吟味し、できる限り「一本化する前のほうが良かった」と内外の投資家に言われることがないようにすべきだろう。

◆審議会では開示時期の早期化、英文情報の開示などの議論も

金融審議会の作業部会では報告書の本一本化だけでなく、報告書の開示時期を早めることや、非常事態が発生した際の業績への影響の速やかな開示、英文による情報開示なども議題に上がっている。これらの議論が今後進むと企業の負担が増える施策が実施される可能性があり、注意しておきたい。例えば、業績の開示時期が早まる、新型コロナなどの非常事態が発生した場合の業績への影響や海外の投資家向けの英文報告書の作成が求められるなどの可能性がある。【藤井和則】